

令和 8 年度
いじめ防止基本方針



茅ヶ崎市立松林中学校

目次

第1	いじめの防止等に関する基本的な考え方.....	3
1	「いじめ防止基本方針」	3
2	いじめ防止等の対策に関する理念.....	3
	(1) 松林中学校のいじめ防止に向けた取組.....	3
	(2) 法律上のいじめの定義.....	4
	(3) いじめの理解	4
第2	いじめ防止等に関する内容	5
1	いじめの未然防止のための取組.....	5
2	早期発見・早期対応のための取組.....	5
3	早期解決のための取組	5
4	携帯電話やインターネット等によるいじめへの対応	6
5	いじめ防止等対策のための組織.....	6
	(1) いじめ対応チーム	6
	(2) いじめ防止対策委員会（組織A・B）	6
第3	重大事態への対処	7
1	重大事態とは	7
2	重大事態発生（認知）時の対応.....	7
第4	その他	8

第1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめは、人間として大変卑劣な行為です。被害に遭った生徒は、成長の過程で重大な影響を受け、時には生命の危険にさらされたり、教育を受ける権利を侵害され、心身ともに健全な生活を取り戻すのに長い期間を要したりすることもあります。

しかしながら、いじめはどの生徒にも、どの学校でも起こりうることで、被害者になったり加害者になったりすることがあるということを、私たちは認識する必要があります。また、たとえいじめられている子どもにどんな事情があろうと、いじめてよい理由にはなりません。いじめられてよい子どもなど一人もいないということを、本校のすべての教職員、生徒また保護者もしっかり認識する必要があります。

本校では、「いじめを決して行わない」また、「いじめを決してやらせない」「いじめを決して許さない」ために、いじめ防止等の対策を行います。

全ての生徒が自分の居場所があると感じられ、いじめがない安心・安全な温かい空気に包まれた学校を創るためには、学校、保護者、地域、その他の関係機関が密接に連携し、いじめを防止する対策を計画的に推進する必要があります。

生徒の誰もが安心して充実した学校生活を送り、主体的で豊かな学びをとおして信頼と誇りに充ちた活気のある学校の創造を図ることをめざして、「松林中学校いじめ防止基本方針」を策定します。また、本方針は毎年度その実施状況を検証し、必要に応じて見直しを行うことで、継続的に改善を図ります。

1 「いじめ防止基本方針」

平成25年6月28日に「いじめ防止対策推進法」（以下、条文抜粋）が公布され、平成25年9月28日に施行されました。平成25年10月11日には文部科学大臣により、「いじめ防止等のための基本的な方針」が通知されました。松林中学校でも、神奈川県教育委員会、茅ヶ崎市教育委員会の「いじめ防止基本方針」を参酌し、本校の基本的な方針をここに定めます。

(学校いじめ防止基本方針)

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

本校は、国・県・市の基本方針との整合性を確保しつつ、学校の実情に応じた具体的な取組を明確にし、全教職員が共通理解のもとで組織的に対応します。

2 いじめ防止等の対策に関する理念

(1) 松林中学校のいじめ防止に向けた取組

いじめの対応は、どの学校においても最も重要な課題のひとつです。現代の社会は価値観が多様化し、大人の社会においても規範意識の低下、希薄な人間関係、経済的格差などにより、心身の安定を図ったり感情をコントロールしたりすることが難しい状況にあります。さらに、社会では他人を蔑んで笑い者にしたり、ゲームソフトでは暴力を肯定するような過激な内容になっていたりするものもあります。子どもたちの世界でもインターネット等の普及により、交友関係がますます見えにくくなり、家庭に戻っても友人関係の緊張状態が継続されることがあります。また、集団の中の自分の居場所を確保するために、自分とは異質な者に対して攻撃をするなど、容易にいじめが起きやすい傾向が見られます。

このような状況を認識した上で、本校では、日々の授業や教育活動の全てをとおして、心身ともに健全な生徒の育成を図っていきたいと考えます。

また、教職員は研修等を通じていじめ防止に関する知識・技能を継続的に高め、学校全体で共通理解を形成します。

(2) 法律上のいじめの定義

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

茅ヶ崎市内の小中学校では以上の定義の下、毎月、茅ヶ崎市教育委員会に「法律上のいじめ認知件数」の報告を行っています。

法律上のいじめは生徒が心身の苦痛を感じている場合と定義されており、痛い・不快などについて、どの程度感じたかは全く関係なく、訴える側に落ち度の有無は問いません。

「法律上のいじめ」にかかる指導や対応を通して、最終的に生徒に身につけてほしいことは、次の2点になります。

①自分の感情に対する正しい対処方法を身につけること

②周りを気遣う考え方を身につけること

以上を理解したうえで、教職員、生徒が一丸となって、いじめの解消に向けた行動をとらなければなりません。

認知件数が少ないことが、すなわちいじめの少ないよい学校とは限りません。校内の法律上のいじめ事案を見過ごし、生徒の学びの機会を見逃しているかもしれないからです。また、事案を認知するだけでなく、その後の指導により解決していくことが大事です。認知した後の解消率こそが学校が全力でいじめに立ち向かっていったかということの証になります。

なお、法律上のいじめにあたるかの判断にあたっては、教職員の主観ではなく、児童生徒の感じた「心身の苦痛」を基準とすることを徹底します。

(3) いじめの理解

いじめの構造は四層構造であると言われています。「いじめる側」「いじめられる側」の二者関係だけで成立しているのではなく、「観衆」として、はやし立てたりおもしろがったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在によって成り立ちます。傍観者の中からいじめを制止する「仲裁者」が現れるような学年、学級経営を行うことが大事になってきます。生徒の内面の成長を学校の教育活動全般でめざしていく必要があります。

また、いじめは学校内外、対面・オンラインを問わず発生し得ることを踏まえ、教職員は多様な形態のいじめに対する理解を深めます。

第2 いじめ防止等に関する内容

1 いじめの未然防止のための取組

いじめの未然防止の基本は、第一に日々の授業です。わかりやすい授業、心の通い合う豊かなコミュニケーションが図れる授業に主体的に取り組ませることにより自己有用感が生まれ、温かな自分の居場所を確認することができます。授業改善は、いじめ未然防止の基本です。また、いじめ防止について、生徒が積極的に関わる取組を進めます。

さらに、道徳や特別活動、総合的な学習の時間における体験学習などをおして、人権感覚や社会性を計画的に養うことも大切になります。体育大会やマラソン大会、合唱コンクールなどの行事に意欲的に取り組むことにより、集団の一員としての所属感が生まれ、互いに認め合える人間関係・学校風土をつくることができます。教職員は、部活動を含めた学校の教育活動全般で、生徒と共感的に接しながら生徒の心を育てる取組を行うよう努めます。生徒の少しの変化も見逃さないように配慮し、保護者はもちろん、地域の方々とも連携を深め、未然防止に努めます。併せて、教職員が校内研修や職員会議等をおして、いじめは絶対に許さないという共通認識に立ち、組織的に対応します。

そして、生徒の自治活動を活性化し、自分たちの学校からいじめを追放し、いじめ根絶のための取組を自主的に行えるように指導します。生徒自らが学校生活を振り返り、自らの手で居心地のよい学校創りを行うように促すことで教育効果が高まります。

また、学校は年間指導計画の中にいじめ防止に関する取組を位置付け、計画的に実施します。

2 早期発見・早期対応のための取組

早期発見・早期対応のあり方として、小さなサインを見逃すことのないよう日頃から丁寧に生徒理解に努めることが大切です。また、いじめを発見したら一人の胸に納めずに、学年、学校内で事実を共有し、管理職や生徒指導担当、いじめ防止対策委員会への報告を必ず行い、早期対応に努めます。

①生徒対象いじめアンケート調査：年2回（前期・後期各1回）

②教育相談によるいじめについての聴き取り調査：年2回

③いじめに関する相談窓口の設置：随時活用

- ・スクールカウンセラー
- ・心の教育相談員
- ・いじめ相談担当教諭（生徒指導担当教諭）

④保護者からの相談・情報提供についても迅速に共有し、必要に応じて面談等を行います。

⑤SNS等での兆候についても、可能な範囲で情報を把握し、早期対応につなげます。

3 早期解決のための取組

生徒がいじめられていたり、いじめの疑いのある現場に遭遇したりした際には、すぐにその行為を止めさせ、その場でできる範囲での個別の聞き取り、指導等の対応を行い、その後学年職員によるチーム対応へと引き継ぎます。

被害を訴える生徒や保護者、あるいは見ていた生徒からいじめの相談を受けた際には、教員ひとりで対応を始めるのではなく、学年職員へ直ちに報告・共有し、後述5のいじめ対応チームで対応にあたります。具体的には、状況確認、情報収集を行い、被害・加害の事実が認められた場合は、いじめられている生徒の保護や支援、いじめた生徒への指導を

継続的に行います。また、双方の保護者への対応や指導、助言、さらに、いじめを見ていた生徒等への指導も同時に行っていきます。

犯罪行為として取り扱う必要のある事案については、速やかに茅ヶ崎市教育委員会並びに茅ヶ崎警察署に報告・相談します。

また、対応の経過や指導内容については記録を作成し、組織として共有します。

4 携帯電話やインターネット等によるいじめへの対応

未然防止に向け、生徒や保護者対象の「SNS講演会」を開催し、匿名の危険性等インターネット情報の特性への理解や啓発を図ります。教科や道徳の授業においても情報モラル教育を行います。

さらに、SNS上のいじめを認知した場合には、速やかに事実確認を行い、必要に応じてスクリーンショット等による証拠保全を行い、関係生徒の保護と指導を適切に実施します。

また、インターネット上のトラブルは学校外で発生する場合も多いため、必要に応じて保護者や関係機関と連携し、適切な対応を行います。

5 いじめ防止等対策のための組織

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめ防止等の対策のための組織を置くものとする。

(1) いじめ対応チーム

ア 構成員

当該学年の職員

* 学年職員だけでは対応は難しい場合は、管理職に報告・相談し、部活動顧問や、指導担当・支援担当、スクールカウンセラーといった心理・福祉の専門家等を加え、より適切な対応を行います。

イ 開催頻度と役割

法律上のいじめ事案を認知するたびに緊急開催し、次の対応をします。

- ・対象生徒、関係生徒への聞き取り等状況確認、情報収集
- ・いじめられている生徒の保護や支援
- ・いじめた生徒への継続的な指導（当時の動機を丁寧に確認した上での、その動機（感情）に対する正しい対処方法を身につけさせる指導と、周りを気遣う考え方を身につけさせる指導）
- ・双方の保護者への対応や指導、助言
- ・いじめを見ていた生徒（観衆、傍観者）等への指導
- ・対応内容や経過の記録を作成し、必要に応じていじめ防止対策委員会と共有

(2) いじめ防止対策委員会

ア 構成員

校長 教頭 学年主任 生徒指導担当 養護教諭 教育相談コーディネーター

イ 活動内容

月1回、職員会議終了後に開催し、次の対応をします。また、学年職員から、学年だけでは対応が難しいと報告・相談を受けた管理職が、フォローが必要と判断した場合は、委員会を緊急開催し、対応のフォローを行います。

- ・毎月の市教委への「いじめ認知件数」の報告と対応について確認
- ・いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う
- ・必要に応じて専門家（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等）と連携し、助言を受ける

第3 重大事態への対処

1 重大事態とは

以下のとき、重大事態として取り扱います。

- ① いじめにより生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
（例：自殺を企図した場合、身体に重大な障害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合）
- ② いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
（おおむね30日程度を目安とするが、日数にかかわらず、児童生徒の状況に応じて柔軟に判断する。）

2 重大事態発生（認知）時の対応

重大事態を認知した場合、速やかに学校の設置者である茅ヶ崎市教育委員会に報告します。

その後、設置者の指示を仰ぎ、学校主体調査となった場合には、次の「いじめ重大事態調査委員会」で対応します。

ア 構成員

校長 教頭 教務主任 学年主任 生徒指導担当 養護教諭
教育相談コーディネーター

*以上を基本として、管理職が事案の特徴に応じて適宜メンバーを選定する。

*必要に応じて、スクールソーシャルワーカー、スクールサポーター、県警本部少年相談保護センター、家庭児童相談室、中央児童相談所、茅ヶ崎警察署等の関係機関と連携を図る。

イ 活動内容

- ・いじめ重大事態の調査
- ・調査報告書の作成
- ・いじめを受けた生徒、保護者、いじめをした生徒、保護者に対する調査結果の説明と、所見を付けられる旨の案内
- ・茅ヶ崎市教育委員会への調査報告書（及び、所見が提出された場合は所見）の提出
- ・調査の過程および結果については、個人情報に十分配慮しつつ、必要に応じて教職員間で共有する。
- ・調査終了後、再発防止策を検討し、学校全体で実行する。

第4 その他

いじめを隠蔽せず、学校としていじめをなくす取組を推進するために、学校評価項目において、適正に自校の取組を評価します。

また、本方針の実施状況について毎年度検証を行い、必要に応じて見直しを行います。

さらに、検証結果や改善点については、教職員間で共有し、次年度の取組に反映させることで、継続的な改善（PDCA サイクル）を図ります。

また、可能な範囲で保護者や地域とも情報を共有し、学校全体としていじめ防止に取り組む姿勢を明確にします。